

厚生労働省発職 1216 第 3 号

令和元年 12 月 16 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件案要綱

第一 特例給付金の額

特例給付金の額は、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第二及び第四において同じ。）

（ごとに、一及び二に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ一及び二に定める額に、当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ごとにその初日におけるその雇用する特定短時間労働者の数（当該年度に属する各月ごとその初日における障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項に規定するその雇用する対象障害者である労働者の数を上限とする。）の合計数を乗じて得た額とすること。

一 その常時雇用する労働者（二及び第三の一において単に「労働者」という。）の数が常時百人を超える事業主 七千円

二 労働者の数が常時百人以下である事業主 五千円

第二 特例給付金の申請期間

特例給付金（以下単に「特例給付金」という。）は、各年度ごとに、一及び二に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ一及び二に定める期間に支給の申請を行った事業主に支給するものとする。

一 第一の一に掲げる事業主 翌年度の初日（当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日）から四十五日以内

二 第一の二に掲げる事業主 翌年度の七月三十一日（当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日から四十五日を経過した日）まで

第三 特例給付金の支給を受けようとする事業主の申請

一 申請書及び添付書類

特例給付金の支給を受けようとする事業主は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の定める様式による申請書を機構に提出しなければならないこととする。また、申請書には、機構の定める様式による報告書（労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の

労働時間の状況を明らかにする書類を含む。)を添付しなければならないこととする。

二 申請書の提出

一 申請書の提出は、1及び2に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ1及び2に定めるものの提出と同時に行わなければならないこととする。

1 第一の一に掲げる事業主 納付金に係る申告書及び調整金に係る申請書

2 第一の二に掲げる事業主 報奨金に係る申請書

第四 特例給付金の支給時期

特例給付金の支給は、各年度の十月一日から十二月三十一日までの間(当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、支給の申請を受理した日から三月以内)に行うものとする。

第五 その他

一 この告示に規定するものを除くほか、特例給付金の支給に関し必要な事項は、機構が定めることとする。

二 この告示は、令和二年四月一日から適用することとする。